

宇宙空間平和利用委員会
法律小委員会 第11回会期

1. 日時 1972年4月10日～5月5日

2. 場所 シュネーベルク

3. 出席予定者

在シュネーベルク日本大使館員，在二二二九一回国連日本代表部員，科学技術庁園山企画課長，宇宙開拓事業団清水文書課長代理

4. 議題

(1) 議長のスタートメモ

(2) 宇宙の探査本邦平和利用のため宇宙空間に送り
射された物体の登録による可否事項

(3) 同上に関する諸問題

(4) その他

(a) 宇宙通信(信宿)係請向問題—直接放送記録
作業ルーチン。報告書

(b) 宇宙空間本邦平和利用活動の意義、限界決定
等に関する事項

(c) 地球資源のリモートセンシングによる探査
を通じて行動する諸活動に関する事項

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する協定書
(条約) (カナダ)

本協定への加盟国は、

- 宇宙における活動に與する各国の國際的責任が、
「月3回の天体を含む宇宙空間の探査並びに利用による
国際活動を許す原則」に関する条約(宇宙条約)」
により確認されたことを想起し、
- 宇宙飛行士の救助、宇宙飛行士の返還並びに宇宙空間に
打ち上げられた物体の返還に関する協定が、宇宙物体の
返還に先立つものとして別途を規定(カナダ-当局に付し
て)よう規定されたことを想起し、
- さらに宇宙物体に起因する国際的賠償責任は、
カナダの損害賠償責任を確認されたことを想起し、
- 現行の協定並い宇宙法の一般原則から、宇宙活動の効率的
な規制を促進するため、該規制のための法的基準を
結むとし、被るため、宇宙物体の規制に付する基本的
要項を暗示されたことを考慮し、
- 1961年12月20日付議定書1721B(XVI)に従ひ、事務総長に
より維持されていきる公共登録の有用性にもかからず、
「統合的宇宙法システムが主要とされていふことを信し」、

以下のとおり合意した。

第一条

本協定の目的のため

(A) 打上げ国は、

(1) 宇宙物体を打ち上げたが、現在、運搬時に参加した国

(A) 3の領土上に施設から宇宙物体(本か打上げられた)を意味する。

(B) 宇宙物体には宇宙物体の構成部分、至らりに打上げられた宇宙物体の部品を含む。

第二条

1. 打上げ国は、事務総長に付し、打上げられた宇宙物体(本に開する)下記の初期情報を提供するものとする。

(A) 打上げ国(オーナー(A)に記載された全ての国を含む)

(B) 打上げの期日、時間、あるいは正確な位置

(C) 一般的な機能

(D) 重量、形状、寸法並びに外部構成部品等の外部特徴

(E) 識別可能となるマーカーの位置とUV-描写

(F) 重量入力耐え得る材料の描写と構成

(G) 運移 および 軌道の描写

(H) 撃滅位置

(I) 宇宙物体運用マーク

(J) 宇宙物体寿命

(K) 宇宙物体消滅日は重量の期日、重量の軌道あるいは着陸地図

(L) 全ての目的のために使用された無線周波数、および

(M) 打上げ国が、当該宇宙物体の識別によって有用と考えた他の必要な情報

2. 初期情報が提供された後も、打上げ国は、事務総長に付し、前節に従って提供された情報の変更を含めて、当該宇宙物体の識別の一助とするようまでの時点での当該宇宙物体に関する情報を提供するものとする。

3. この宇宙物体(本に開)にも、オーナー(A)に規定されたように、1つ以上

の打合せ(以下「交渉」)の場合は、開催する国は、その中から前掲の諸節に従つて事務総長に情報を提供する国を指名することとする。

オ3条

1. 当事国は、事務総長の要求に応じて、事務総長に対し、当該宇宙物体の識別に因縁して、承認の所有者に情報提供するものとする。事務総長は、みず当事国か、彼に対する、国際法の下で権利を行使し、義務を果たすという目的のために宇宙物体を識別する際の一助とするためには、このよう情報をかねて要つてあることを通報した場合はいつでもこのよる要求を行なうことをとする。

2. 能達した宇宙モニタリング・トラッキングの能力不具施設を有する国は、可能の場合においても、事務総長に対し、宇宙物体に因る「軌道上の」データを引いて減衰軌道、再進入時刻・場所の予報を提供することに合意する。

オ4条

1. 事務総長は、オ2条オ3条に従つて情報提供への迅速又接近を促進するため、このよる情報をかねて順次々々に記録工作の中央登録機械を運営することとする。

2. 事務総長は、オ2条オ3条に従つて情報を提供する各宇宙物体に対し、登録番号を割り当てることとする。

3. 中央登録機械内の情報は、当事国にれて十分接近可能となるとし、要請かみずかにしたるに入手可能となるようす。

第5条

1. 打ち出は、国際規準に従って、ヨルハ、ヨルスラミヤがヨル
場合は、当該物体が、可能を限り確實にかつ迅速に
識別できるように、最善の可能を保証する方法
で各宇宙物体にマークを付すこととする。

2. 各国は、宇宙を向和平利用委員会の意図を達成の下に
其科学技術の進歩に賛同して、前節の目的を促進すべ
<マーク付けに關し、合意した国際規準を設定するため
に協力することに同意する。

第6条

1. 本協定における第1章を除き、同12の
言及は、もしも該用の、本協定に規定せざるは種別は人
類の義務を宣意し、かまし、ヨルスラミヤの加盟国の大
臣が、本協定が、ヨルハ、ヨルスラミヤの天体を含む宇宙を向の探査
並び利用における国際活動を律する原則に関する条約
の当該国であります宇宙活動を遂行する際の政
府の権限に付するも適用せしむと叶ふことをとする。

2. 本協定の当事国で、このよう種別用の加盟国は、前節に従
つて当該種別用の宣言を行なうことを確保するため、ヨルハ
ヨルスラミヤに措置をとることとする。

宇宙技術利用委員会 科学技術小委員会第9回会期

1. 日時 昭和47年5月3日～5月12日

2. 場所 =2-3-7

3. 出席予定者 未定

4. 議題

(1) 議長のステートメント

(2) 國別報告：各國の説明

(3) 宇宙技術利用に関する国連活動の現状

(a) 国連

(b) 各国 説明

(c) フェロー・シップ

(4) 宇宙技術应用の促進

A. 通信記録

① 宇宙通信に関する世界連合監督会議(1971年)

の報告に基づく国連事項 - ITUの報告

② 教育と訓練用の記録放送 - UNESCOとITUの報告

B. 航行記録の現状 - IMOとICAOの報告

C. WWW計画と国際GARP計画の現状 - WMOの報告

D. 環境問題に適用する場合の宇宙技術 - COSPARの報告

E. 宇宙技術の有人実験室

F. 紀録による地図のリモートセンシング

① 国連作業グループの進捗状況報告

② FAOの報告

(5) 國際協力の科学技術的側面に関する考慮

A. 情報交換

B. 教育と訓練

C. 国際監視ロケット施設

(6) 本小委の第9回会期報告書(A/AC.105/95)の第24

1. フラグラットの(b)に盛り込む本小委員の要求に応じる事務
総長の報告

(7) 本小委の第9回会期に因る宇宙技術利用委員会への報告書

宇宙開拓利用委員会 科学技術小委員会第9回会期

1. 日時 昭和47年5月3日～5月12日

2. 場所 ニューヨーク

3. 出席予定者 未定

4. 議題

(1) 議長のステートメント

(2) 國別報告: 各國の説明

(3) 宇宙技術应用に関する国連活動の現状

(a) 国連

(b) 各国

(c) フェロー・シップ

(4) 宇宙技術应用の促進

A. 通信衛星

① 宇宙通信に関する世界技術会議(1971年)

の動向に基づく開発事項 — ITUの報告

② 教育と訓練用の衛星放送 — UNESCOとITUの報告

B. 航行衛星の現状 — IMCOとICAOの報告

C. WWW計画およびGARP計画の現状 — WMOの報告

D. 環境問題に適用された場合の宇宙技術 — COSPARの報告

E. 宇宙開拓の有人実験室

F. 行星による地図のリモートセンシング

① 国連作業グループの進捗状況報告

② FAOの報告

(5) 國際協力の科学技術的側面に関する考慮

A. 情報交換

B. 教育と訓練

C. 国際開拓用ロケット施設

(6) 本小委の第8回会期報告書(A/AC.105/95)の市24

パラグラフの(1)に盛り入れた本小委の要求に応え3事務
経済の報告

(7) 本小委の第9回会期に関する宇宙開拓利用委員会への報告書